



金 沢 市 公 報

第 2 8 2 7 号 の 3

平成27年(2015年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●告 示	
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1
○包括外部監査契約の締結について (行政経営課)	2
○平成27年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課)	3
○計量器の定期検査の実施について (人権女性政策推進課)	3
○平成9年告示第52号(福祉健康センターの所管区域を定めたことについて)の一部改正について (健康政策課)	3
○平成27年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課)	3
○都市計画の変更について (都市計画課)	5
○金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成基準及び夜間景観形成基準の変更について (景観政策課)	5
○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	6
○市道の路線の認定について (道路管理課)	6
○市道の路線の変更について (")	7
○市道の区域の決定について (")	7
○市道の区域の変更について (")	7
○道路の供用の開始について (")	8
○昭和50年告示第1号(金沢市指定金融機関について)の一部改正について (会計課)	8
○昭和52年告示第81号(金沢市出納取扱金融機関について)の一部改正について (")	9

○平成10年告示第29号(金沢市出納取扱金融機関のうちから金沢市総括出納取扱金融機関を定めることについて)の一部改正について (")	9
●公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録事項の更新について (環境指導課)	9
○土地区画整理組合の解散の認可について (市街地再生課)	9
○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	9
●教育委員会告示	
○平成25年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (教育総務課)	9
●選挙管理委員会告示	
○平成25年選挙管理委員会告示第24号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (選挙管理委員会)	10
●公営企業公告	
○指定給水装置工事業者の指定について (企業総務課)	11
○下水道排水設備工事業者の指定について (")	11
○平成27年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課)	11
●病院事業告示	
○平成25年病院事業告示第1号(金沢市立病院出納取扱金融機関について)の一部改正について (市立病院事務局)	12

告 示

●金沢市告示第157号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場	金沢市香林坊2丁目1番地先	自転車	午前10時から 午後9時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市下柿木島1番地	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車椅子をいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 契約の期間の始期
平成27年4月1日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所

坂下 清司

金沢市高島1丁目49番地2

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第159号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成27年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第160号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 定期検査を行う区域

浅野川小学校、浅野町小学校、粟崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、菊川町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀川小学校、材木町小学校、新豎町小学校、大徳小学校、田上小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、馬場小学校、東浅川小学校、不動寺小学校、味噌蔵町小学校、三谷小学校、南小立野小学校、明成小学校、杜の里小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

平成27年5月1日から平成28年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第161号

平成9年告示第52号（福祉健康センターの所管区域を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表元町福祉健康センターの項中「花園小学校 朝日小学校」を「花園小学校」に改める。

●金沢市告示第162号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項（金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成25年条例第16号）附則（以下「附則」という。）第5条において準用する附則第3条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項（附則第5条において準用する附則第3条第7項において準用する同条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項（附則第5条において準用する附則第3条第8項において準用する同条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の8.82
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円(1月当たり2,000円)
 - (3) 世帯別平等割
特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年24,000円(1月当たり2,000円)
特定世帯 1世帯につき年12,000円(1月当たり1,000円)
特定継続世帯 1世帯につき年18,000円(1月当たり1,500円)
- 2 基礎賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年16,800円(1月当たり1,400円)
イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年16,800円(1月当たり1,400円)
特定世帯 1世帯につき年8,400円(1月当たり700円)
特定継続世帯 1世帯につき年12,600円(1月当たり1,050円)
 - (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年12,000円(1月当たり1,000円)
イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年12,000円(1月当たり1,000円)
特定世帯 1世帯につき年6,000円(1月当たり500円)
特定継続世帯 1世帯につき年9,000円(1月当たり750円)
 - (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
ア 被保険者1人につき年4,800円(1月当たり400円)
イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年4,800円(1月当たり400円)
特定世帯 1世帯につき年2,400円(1月当たり200円)
特定継続世帯 1世帯につき年3,600円(1月当たり300円)
- 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.21
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円(1月当たり790円)
 - (3) 世帯別平等割
特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年9,120円(1月当たり760円)
特定世帯 1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)
特定継続世帯 1世帯につき年6,840円(1月当たり570円)
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年6,636円(1月当たり553円)
イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年6,384円(1月当たり532円)
特定世帯 1世帯につき年3,192円(1月当たり266円)
特定継続世帯 1世帯につき年4,788円(1月当たり399円)
 - (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年4,740円(1月当たり395円)
イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)
特定世帯 1世帯につき年2,280円(1月当たり190円)
特定継続世帯 1世帯につき年3,420円(1月当たり285円)
 - (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額

- ア 被保険者1人につき年1,896円(1月当たり158円)
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年1,824円(1月当たり152円)
 - 特定世帯 1世帯につき年912円(1月当たり76円)
 - 特定継続世帯 1世帯につき年1,368円(1月当たり114円)
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 総所得金額等の年100分の3.28
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,520円(1月当たり960円)
 - (3) 世帯別平等割 1世帯につき年7,320円(1月当たり610円)
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
 - (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年8,064円(1月当たり672円)
 - イ 1世帯につき年5,124円(1月当たり427円)
 - (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年5,760円(1月当たり480円)
 - イ 1世帯につき年3,660円(1月当たり305円)
 - (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年2,304円(1月当たり192円)
 - イ 1世帯につき年1,464円(1月当たり122円)

●金沢市告示第163号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備考
金沢都市計画道路	金沢市出雲町イの一部	金沢市都市整備局 都市計画課	3・3・4号 北安江出雲線

●金沢市告示第164号

金沢市における夜間景観の形成に関する条例(平成17年条例第58号)の規定に基づく照明環境形成基準及び夜間景観形成基準を変更したので、同条例第7条第3項において準用する同条例第6条第4項及び同条例第15条第3項において準用する同条例第6条第4項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 変更した照明環境形成基準
 - (1) 各照明環境形成地域の照明環境形成基準
 - ア 屋外照明設備共通の事項
 - ①その他
 - イ 対象施設別の事項
 - ①建造物等の照明
 - (2) 照明環境形成基準の変更の内容
 - 別紙(登載省略)のとおり
- 2 変更した夜間景観形成基準
 - (1) 歴史的景観保全区域の夜間景観形成基準
 - ア 対象施設別の事項

①交通施設照明

- (2) 夜間景観形成基準の変更の内容
別紙（登載省略）のとおり

●金沢市告示第165号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

450	米泉町10丁目公園	金沢市米泉町10丁目1番101	平成27年 3月2日			を に
450	米泉町10丁目公園	金沢市米泉町10丁目1番101	平成27年 3月2日			
451	河原市町みずほ中央公園	金沢市河原市町30番	平成27年 4月1日			
452	河原市町みずほ東公園	金沢市河原市町35番	平成27年 4月1日			

改める。

●金沢市告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
2906	粟 崎 6号 粟 崎 町 線 79号	粟 崎 町 へ 25番 10先から 粟 崎 町 へ 25番 15先まで	
3410	潟 津 10号 須 崎 町 線 11号	須 崎 町 甲 25番 1先から 須 崎 町 甲 21番 先まで	
3506	弓 取 6号 三 ツ 屋 町 線 23号	三 ツ 屋 町 八 27番 2先から 三 ツ 屋 町 八 21番 4先まで	
3506	弓 取 6号 三 ツ 屋 町 線 24号	三 ツ 屋 町 八 18番 8先から 三 ツ 屋 町 八 18番 4先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 31号	直江土地区画整理事業地内 44B街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 48街区 4番 先まで	
3719	鞍 月 19号 大 友 町 線 57号	大友土地区画整理事業地内 12街区 4番 先から 大友土地区画整理事業地内 12街区 4番 先まで	
3816	押 野 16号 八日市2丁目線 51号	八 日 市 2 丁 目 245番 先から 八 日 市 2 丁 目 240番 先まで	
4805	内 川 5号 別 所 町 線 4号	別 所 町 子 37番 13先から 別 所 町 ヲ 98番 10先まで	
4962	浅 川 62号 医 王 ダ ム 線	二 俣 町 七之部 18番 3先から 荒 山 町 ツ 28番 先まで	

5048	森 本 48号 岩 出 町 線 13号	岩 出 町 二 147番 岩 出 町 二 147番	先から 先まで
------	------------------------	------------------------------	------------

●金沢市告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3718	旧	鞍 月 18号	直 江 町 ホ 92番 先から 直 江 町 口 34番 1先まで	
	新	直 江 町 線 17号	直 江 町 ホ 92番 先から 直江土地区画整理事業地内 71街区 1-1番 先まで	
3718	旧	鞍 月 18号	直 江 町 口 34番 1先から 直 江 町 口 40番 1先まで	
	新	直 江 町 線 21号	直江土地区画整理事業地内 89街区 12-2番 先から 直江土地区画整理事業地内 90街区 3番 先まで	

●金沢市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	栗崎6号栗崎町線79号	5.0	60
一般市道	潟津10号須崎町線11号	6.0	180
一般市道	弓取6号三ツ屋町線23号	4.3～5.6	112
一般市道	弓取6号三ツ屋町線24号	4.3～4.5	27
一般市道	鞍月18号直江町線17号	2.9～6.0	288
一般市道	鞍月18号直江町線21号	9.0	89
一般市道	鞍月18号直江町線31号	11.0	174
一般市道	鞍月19号大友町線57号	6.0	22
一般市道	押野16号八日市2丁目線51号	6.3～6.4	195
一般市道	内川5号別所町線4号	6.4～16.2	238
一般市道	浅川62号医王ダム線	5.4～21.4	358
一般市道	森本48号岩出町線13号	6.8	40

●金沢市告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	三 馬 10号	米 泉 町 10 丁 目	旧	14.0	263.2
	米 泉 町 10 丁 目 線 2号	米 泉 町 10 丁 目	新	16.0	263.2

●金沢市告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
栗 崎 6号	栗 崎 町 へ 25番 10先から	平成27年4月1日
栗 崎 町 線 79号	栗 崎 町 へ 25番 15先まで	
弓 取 6号	三 ツ 屋 町 へ 27番 2先から	平成27年4月1日
三 ツ 屋 町 線 23号	三 ツ 屋 町 へ 21番 4先まで	
弓 取 6号	三 ツ 屋 町 へ 18番 8先から	平成27年4月1日
三 ツ 屋 町 線 24号	三 ツ 屋 町 へ 18番 4先まで	
鞍 月 18号	直 江 町 へ 92番 先から	平成27年4月1日
直 江 町 線 17号	直 江 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 71街区 1-1番 先まで	
鞍 月 18号	直 江 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 89街区 12-2番 先から	平成27年4月1日
直 江 町 線 21号	直 江 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 90街区 3番 先まで	
鞍 月 18号	直 江 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 44B街区 1番 先から	平成27年4月1日
直 江 町 線 31号	直 江 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 48街区 4番 先まで	
鞍 月 19号	大 友 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 12街区 4番 先から	平成27年4月1日
大 友 町 線 57号	大 友 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 12街区 4番 先まで	
押 野 16号	八 日 市 2 丁 目 245番 先から	平成27年4月1日
八 日 市 2 丁 目 線 51号	八 日 市 2 丁 目 240番 先まで	
押 野 32号	米 泉 町 10 丁 目 1番 5先から	平成27年4月1日
西 金 沢 駅 通 り 線 2号	西 金 沢 1 丁 目 191番 20先まで	
押 野 32号	西 金 沢 1 丁 目 191番 7先から	平成27年4月1日
西 金 沢 駅 通 り 線 3号	米 泉 町 7 丁 目 23番 1先まで	
三 馬 10号	米 泉 町 10 丁 目 48番 2先から	平成27年4月1日
米 泉 町 10 丁 目 線 2号	米 泉 町 10 丁 目 1番 155先まで	
内 川 5号	別 所 町 子 37番 13先から	平成27年4月1日
別 所 町 線 4号	別 所 町 ヲ 98番 10先まで	
浅 川 62号	二 俣 町 七 之 部 18番 3先から	平成27年4月1日
医 王 ダ ム 線	荒 山 町 ツ 28番 先まで	

●金沢市告示第171号

昭和50年告示第1号（金沢市指定金融機関について）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表中「金沢市下堤町1番地」を「金沢市広岡2丁目12番6号」に改める。

●金沢市告示第172号

昭和52年告示第81号（金沢市出納取扱金融機関について）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表中「金沢市下堤町1番地」を「金沢市広岡2丁目12番6号」に改める。

●金沢市告示第173号

平成10年告示第29号（金沢市出納取扱金融機関のうちから金沢市総括出納取扱金融機関を定めることについて）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表中「金沢市下堤町1番地」を「金沢市広岡2丁目12番6号」に改める。

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
63	株式会社トスマク	小松市安宅新町ナ37番地	平成27年3月25日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理組合の名称
金沢市無量寺第二土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日
平成27年3月23日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成27年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第12号

平成25年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

第1項の表中

金沢市立花園小学校屋内運動場	金沢市立朝日小学校屋内運動場
598平方メートル	208平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1個	1個
1脚	1脚
3脚	3脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
7,921円	7,921円
25,023円	25,023円
26,384円	26,384円
374円	374円

を

金沢市立花園小学校屋内運動場
598平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
7,921円
25,023円
26,384円
374円

に改める。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第28号

平成25年選挙管理委員会告示第24号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表中

学 校 法 人 桜 華 幼 稚 園
166平方メートル
常設電灯による点灯
1個
15脚
80脚

を

むつみえんふれんどはうす
164.44平方メートル
常設電灯による点灯
1個
20脚
65脚

に改め、

金 城 幼 稚 園
2 階 ホ ー ル
180平方メートル
常設電灯による点灯
1脚
60脚
平常のまま開放する。
7,921円
25,023円
26,384円
374円

を削る。

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成27年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成27年4月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
561	有限会社大橋管工	河北郡津幡町字坂戸イ82番地1
562	有限会社澤田設備工業所	能美市福岡町口146番地の1
392	高柳電器	金沢市芳斉1丁目4番26号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成27年4月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成27年4月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
595	Goodカンパニー	金沢市松村3丁目401番地1
596	有限会社大橋管工	河北郡津幡町字坂戸イ82番地1
597	有限会社澤田設備工業所	能美市福岡町口146番地の1
276	高柳電器	金沢市芳斉1丁目4番26号

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成27年4月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

第2負担区

浅野本町、沖町及び乙丸町の各一部

第4負担区

東長江町の一部

第5負担区

南塚町の一部

第6負担区

大浦町、観音堂町、木越町、寺中町、須崎町、専光寺町、近岡町及び副都心北部直江土地区画整理事業地の各一部

第7負担区

打尾町、梅田町、金川町、上中町、観法寺町、古府西1丁目、古府町、才田町、未町、千木町、田上本町、田上町、高柳町、箔町、塚崎町、八田町、副都心北部直江土地区画整理事業地、福久町、牧町、百坂町の各一部

病 院 事 業 告 示

●金沢市病院事業告示第3号

平成25年病院事業告示第1号（金沢市立病院出納取扱金融機関について）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

表中「金沢市下堤町1番地」を「金沢市広岡2丁目12番6号」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

平成27年(2015年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄